

平成 19 年第 4 回青森市議会定例会提出予定案件

	件 名	提出 件数
専決処分	専決処分の承認について(平成 19 年度青森市一般会計補正予算(第 3 号)) 計	1
予 算 案	平成 19 年度青森市一般会計補正予算(第 4 号) 平成 19 年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号) 平成 19 年度青森市土地区画整理事業特別会計補正予算(第 2 号) 平成 19 年度青森市下水道事業特別会計補正予算(第 2 号) 平成 19 年度青森市中央卸売市場特別会計補正予算(第 2 号) 平成 19 年度青森市老人保健事業特別会計補正予算(第 2 号) 平成 19 年度青森市霊園特別会計補正予算(第 2 号) 平成 19 年度青森市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号) 平成 19 年度青森市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号) 平成 19 年度青森市学校給食特別会計補正予算(第 2 号) 平成 19 年度青森市病院事業会計補正予算(第 2 号) 平成 19 年度青森市水道事業会計補正予算(第 1 号) 平成 19 年度青森市大平財産区特別会計補正予算(第 1 号) 平成 19 年度青森市野木財産区特別会計補正予算(第 1 号) 平成 19 年度青森市二ヶ大字(後潟・四戸橋)財産区特別会計予算 計	15
条 例 案	青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について 青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について	

	<p>青森市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>計</p>	5
単行案	<p>財産の取得について</p> <p>財産の取得について</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について</p> <p>南津軽郡藤崎町福富地区農業集落排水処理施設に係る協定書の変更について</p> <p>市道の路線の廃止について</p>	

	市道の路線の認定について	
	計	2 3
報 告	専決処分の報告について 専決処分の報告について 専決処分の報告について 専決処分の報告について 専決処分の報告について 専決処分の報告について 専決処分の報告について 専決処分の報告について 計	8
合 計		5 2

専決処分

議案第176号 専決処分の承認について（平成19年度青森市一般会計補正予算（第3号））

予算案

議案第177号 平成19年度青森市一般会計補正予算（第4号）

議案第178号 平成19年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第179号 平成19年度青森市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第180号 平成19年度青森市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第181号 平成19年度青森市中央卸売市場特別会計補正予算（第2号）

議案第182号 平成19年度青森市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）

議案第183号 平成19年度青森市霊園特別会計補正予算（第2号）

議案第184号 平成19年度青森市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第185号 平成19年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第186号 平成19年度青森市学校給食特別会計補正予算（第2号）

議案第187号 平成19年度青森市病院事業会計補正予算（第2号）

議案第188号 平成19年度青森市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第189号 平成19年度青森市大平財産区特別会計補正予算（第1号）

議案第190号 平成19年度青森市野木財産区特別会計補正予算（第1号）

議案第191号 平成19年度青森市二ヶ大字（後潟・四戸橋）財産区特別会計予算

条例案

議案第 175号 青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

国家公務員の給与改定及び地域の民間給与等の状況を勘案し、一般職の職員に係る給料月額及び扶養手当の引上げ並びに期末手当の引下げ等を実施するため、改正をしようとするものである。

議案第 192号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議案第 193号 青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の特別徴収について定めるため、改正をしようとするものである。

議案第 194号 青森市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

後期高齢者医療制度の実施に伴い、重度心身障害者医療費助成制度の対象者の要件について、改正をしようとするものである。

議案第 195号 青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

占用物件の区分の追加及び道路法施行令の一部改正に伴う所要の改正をしようとするものである。

単行案

議案第 196号 財産の取得について

石江土地区画整理事業用地として、土地を取得するものである。

取得する財産

土地	所在	青森市大字石江字高間56番1	ほか26筆
	地目	田、畑、山林、公衆用道路、用悪水路及び雑種地	
	地積	34,345.42	平方メートル
契約の相手方	所在	青森市中央一丁目22番5号	

名 称 青森市土地開発公社
(理事長 三上 召三)
取得価格 987,944,479円
関係法令 地方自治法第96条第1項第8号

議案第197号 財産の取得について

モヤヒルズのゲレンデ整備用として、圧雪車を取得するものである。

取得する財産 圧雪車 1台
契約の相手方 所 在 青森市大字八ツ役字矢作69番1
名 称 青森いすゞ自動車株式会社
(取締役社長 関 邦雄)
取得価格 29,190,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額
1,390,000円)
関係法令 地方自治法第96条第1項第8号

議案第198号 公の施設の指定管理者の指定について

青森市中世の館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体
所在 青森市浪岡大字浪岡字細田80番地1
名称 婆娑羅凡人舎
(代表 佐藤 道留)
指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条

議案第199号 公の施設の指定管理者の指定について

青森市営住宅花園団地、青森市営住宅青柳団地、青森市営住宅小柳第一団地、青森市営住宅小柳第二団地、青森市営住宅小柳第三団地、青森市営住宅桜川第一団地、青森市営住宅桜川第二団地、青森市営住宅千草団地、青森市営住宅幸畑第二団地、青森市営住宅幸畑第三団地、青森市営住宅幸畑第四団地、青森市営住宅幸畑第五団地、青森市営住宅三内団地、青森市営住宅野木和第二団地、青森市営住宅野木和第三団地、青森市営住宅戸山団地、青森市営住宅奥野団地、青森市営住宅桂木団地、青森市営住宅ベイサイド柳川、青森市営住宅合浦団地、青森市営住宅ベイトウン沖館、青森市営住宅はままち団地、青森市特定公共賃貸住宅ベイサイド柳川、青森市特定公共賃貸住宅ベイトウン沖館及び青森市特定公共賃貸住宅三内団地の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市中央一丁目1番29号
名称 協同組合タッケン
(代表理事 川嶋 勝美)
指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条

議案第200号 公の施設の指定管理者の指定について

青森市営住宅赤川団地、青森市営住宅林本団地、青森市営住宅花岡団地、青森市営住宅白鳥団地、青森市営住宅宮本団地及び青森市営住宅福田団地の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字女鹿沢字西種本5番地
名称 大地土木有限会社
(取締役 工藤 修一)
指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条

議案第201号 公の施設の指定管理者の指定について

青森市油川市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字羽白字池上197番地1
名称 青森市油川市民センター管理運営協議会
(会長 舘田 紀代文)
指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第202号 公の施設の指定管理者の指定について

青森市荒川市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字荒川字柴田129番地1
名称 青森市荒川市民センター管理運営協議会
(会長 穠元 豊一)
指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第 2 0 3 号 公の施設の指定管理者の指定について

青森市東部市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市原別三丁目 8 番 1 号

名称 青森市東部市民センター管理運営協議会
(会長 鹿内 忠雄)

指定の期間 平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 4 条

議案第 2 0 4 号 公の施設の指定管理者の指定について

青森市大野市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字大野字若宮 7 1 番地

名称 青森市大野市民センター管理運営協議会
(会長 長崎 悟)

指定の期間 平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 4 条

議案第 2 0 5 号 公の施設の指定管理者の指定について

青森市横内市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字横内字亀井 2 8 番地 2

名称 青森市横内市民センター管理運営協議会
(会長 太田 智三)

指定の期間 平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 4 条

議案第 2 0 6 号 公の施設の指定管理者の指定について

青森市戸山市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字駒込字蛭沢 4 8 番地 1 9 0

名称 青森市戸山市民センター管理運営協議会

(会長 佐々木 幸雄)

指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第207号 公の施設の指定管理者の指定について

青森市浪岡中央公民館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字浪岡字若松120番地6

名称 浪岡生涯学習施設管理運営協議会

(会長 野呂 尚史)

指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条

議案第208号 公の施設の指定管理者の指定について

青森市浪岡北中野公民館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字北中野字中坪203番地2

名称 青森市浪岡北中野公民館管理運営協議会

(会長 小倉 照雄)

指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第209号 公の施設の指定管理者の指定について

青森市浪岡本郷公民館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字本郷字篠原86番地

名称 青森市浪岡本郷公民館管理運営協議会

(会長 津川 金雄)

指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第210号 公の施設の指定管理者の指定について

青森市浪岡野沢公民館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字下石川字平野 2 6 6 番地

名称 青森市浪岡野沢公民館管理運営協議会
(会長 櫛引 正)

指定の期間 平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 4 条

議案第 2 1 1 号 公の施設の指定管理者の指定について

青森市浪岡女鹿沢公民館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字下十川字大沼袋 1 4 番地

名称 青森市浪岡女鹿沢公民館管理運営委員会
(会長 奈良岡 洋一)

指定の期間 平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 4 条

議案第 2 1 2 号 公の施設の指定管理者の指定について

青森市浪岡大杉公民館及び大杉公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字徳才子字早稲田 1 0 3 番地 1

名称 青森市浪岡大杉公民館管理運営協議会
(会長 福土 茂)

指定の期間 平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 4 条

議案第 2 1 3 号 公の施設の指定管理者の指定について

青森市浪岡体育館、浪岡総合公園、浪岡野球場、浪岡庭球場、浪岡陸上競技場及び浪岡相撲場の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字女鹿沢字東花岡 5 3 番地 2 7

名称 浪岡青い森スポーツ協議会
(代表 倉田 忠男)

指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条

議案第214号 公の施設の指定管理者の指定について

北部地区農村環境改善センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字奥内字宮田41番地3

名称 青森市北部地区農村環境改善センター管理運営協議会
(会長 川田 緑也)

指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第215号 公の施設の指定管理者の指定について

北中野農村公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

名称 北中野町内会

(町会長 山内 春男)

指定の期間 平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第216号 南津軽郡藤崎町福富地区農業集落排水処理施設に係る協定書の変更について

青森市と南津軽郡藤崎町との境界の一部変更に伴い、公の施設の区域外設置に係る経費の負担に関する変更について協議するためのものである。

関係法令 地方自治法第244条の3第3項

議案第217号 市道の路線の廃止について

花園幸畑線ほか16路線の市道を廃止しようとするものである。

総延長 10,639.6m

総面積 150,568㎡

関係法令 道路法第10条第1項及び第3項

議案第 2 1 8 号 市道の路線の認定について

花園幸畑線ほか 6 1 路線を市道として認定しようとするものである。

総延長 1 4 , 4 0 8 . 1 m
総面積 1 6 6 , 8 0 5 m²
関係法令 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項

報 告

報告第 2 1 号 専決処分の報告について

議会の議決を経た工事請負契約について、工事施工上変更を余儀なくされる部分が生じたため専決処分したので、その報告をするものである。

工事名 奥野第三ポンプ場雨水放流渠工事
契約金額 (変更前) 1 8 3 , 7 5 0 , 0 0 0 円
(変更後) 1 9 3 , 5 0 8 , 7 0 0 円
(増 額) 9 , 7 5 8 , 7 0 0 円
専決処分年月日 平成 1 9 年 1 1 月 9 日
関係法令 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項及び第 2 項

報告第 2 2 号 専決処分の報告について

事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 平成 1 9 年 7 月 4 日
損害賠償額 2 5 1 , 7 5 4 円
専決処分年月日 平成 1 9 年 1 0 月 9 日
関係法令 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項及び第 2 項

報告第 2 3 号 専決処分の報告について

事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 平成 1 9 年 8 月 1 3 日
損害賠償額 1 9 , 2 0 5 円
専決処分年月日 平成 1 9 年 1 0 月 9 日
関係法令 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項及び第 2 項

報告第 2 4 号 専決処分の報告について

事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 平成 19 年 8 月 19 日
損害賠償額 117,770 円
専決処分年月日 平成 19 年 10 月 9 日
関係法令 地方自治法第 180 条第 1 項及び第 2 項

報告第 2 5 号 専決処分の報告について

事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 平成 19 年 8 月 31 日
損害賠償額 12,767 円
専決処分年月日 平成 19 年 10 月 9 日
関係法令 地方自治法第 180 条第 1 項及び第 2 項

報告第 2 6 号 専決処分の報告について

事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 平成 19 年 8 月 22 日
損害賠償額 6,610 円
専決処分年月日 平成 19 年 10 月 16 日
関係法令 地方自治法第 180 条第 1 項及び第 2 項

報告第 2 7 号 専決処分の報告について

事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 平成 19 年 6 月 27 日
損害賠償額 154,350 円
専決処分年月日 平成 19 年 10 月 29 日
関係法令 地方自治法第 180 条第 1 項及び第 2 項

報告第 28号 専決処分の報告について

事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日	平成19年10月23日
損害賠償額	26,250円
専決処分年月日	平成19年11月8日
関係法令	地方自治法第180条第1項及び第2項